別表 1　　（本社・東京支店・福岡支店）

新築　一戸建て

F35（通常型）

F35S　金利Bプラン・金利Aプラン（省エネルギー性）　・　F35S　ZEH

F35S　金利Aプラン（耐久性・可変性）　・　F35　維持保全型

（単位：円　消費税込）

確認申請併用	住宅性能評価申請併用※1		設計検査	現場検査	
	設計	建設		中間現場検査	竣工現場検査
×	×	×	45,100 (16,500)※4	14,300	22,000
○	×	×	39,600 (11,000)※4	8,800	11,000
×	○ ※2	×	11,000	8,800	11,000
○	○ ※2	×	11,000	5,500	11,000
×	○ ※2	○ ※3	11,000	5,500	3,300
○	○ ※2	○ ※3	11,000	3,300	3,300

○：申請する場合　　×：申請しない場合

※1　当社が交付したフラット35の基準（注1）に適合した設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書がある場合

（注1）フラット35の基準（以下の全ての基準に適合するもの）

・劣化対策等級（構造躯体等）2以上（*準耐火構造の場合は等級1以上）

・フラット35（通常型）の場合、断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上
フラット35S（省エネルギー性）の場合、（注2）の基準に適合するもの

・維持管理対策等級（専用配管）3（所定の配管が点検可能な場合は等級1以上）

（注2）以下のいずれかの基準に適合するもの

【フラット35S金利Bプラン（省エネルギー性）の場合】①又は②

①断熱等性能等級4　かつ　一次エネルギー消費量等級6

②断熱等性能等級5以上　かつ　一次エネルギー消費量等級4又は5

【フラット35S金利Aプラン（省エネルギー性）の場合】

断熱等性能等級5　かつ　一次エネルギー消費量等級6

※2　当社が交付したフラット35の基準（注1）に適合した設計住宅性能評価書又長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の適合証又は確認書がある場合は、設計検査を省略することができます。

※3　当社が交付したフラット35の基準（注1）に適合した建設住宅性能評価書がある場合は、設計検査及び中間現場検査を省略することができます。

※4　当社が発行したBELS評価書その他証明書により、断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の審査の省略が可能な場合は、設計検査手数料は（　）内の金額とする。

＊　竣工済特例の手数料は設計検査、中間検査、竣工検査の手数料の合計金額とする。

＊　再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

＊　設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

＊　竣工検査には出張費を加算する。出張費は、株式会社　ジェイ・イー・サポート　評価業務規程別表7を準用する。ただし、他の業務と同時に検査を行い、他の業務で加算されている場合は、加算しない。

＊　竣工現場検査において、申請者に帰すべき事由により現場検査をする回数が複数となった場合、竣工検査手数料に、当該手数料の1/2を限度に業務量を勘案した手数料及び出張費を加算した額を追加する。

別表 2　　（本社・東京支店・福岡支店）

新築　一戸建て

F35S　金利Bプラン・金利Aプラン（耐震性）

F35S　金利Bプラン・金利Aプラン（バリアフリー性）

F35S　金利Bプラン（耐久性・可変性）

（単位：円　消費税込）

確認申請併用	住宅性能評価申請併用※1		設計検査	現場検査	
	設計	建設		中間現場検査	竣工現場検査
×	×	×	61,600 (33,000)※4	22,000	27,500
○	×	×	56,100 (27,500)※4	11,000	16,500
×	○ ※2	×	11,000	11,000	16,500
○	○ ※2	×	11,000	5,500	16,500
×	○ ※2	○ ※3	11,000	5,500	3,300
○	○ ※2	○ ※3	11,000	3,300	3,300

○：申請する場合　　×：申請しない場合

※1　当社が交付したフラット35（注1）およびS（注2）の基準に適合した設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書がある場合

（注1）フラット35の基準（以下の全ての基準に適合するもの）

・劣化対策等級（構造躯体等）2以上（*準耐火構造の場合は等級1以上）

・断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上

・維持管理対策等級（専用配管）3（所定の配管が点検可能な場合は等級1以上）

（注2）フラット35Sの基準

【フラット35S金利Bプラン（省エネルギー性以外）の場合】（以下のいずれかの基準に適合するもの）

① 耐震等級（構造躯体の倒壊防止）　2以上

② 高齢者対策等級（専用部分）　3以上

③ 劣化対策等級　3及び維持管理対策等級（専用配管）　2以上

【フラット35S金利Aプラン（省エネルギー性以外）の場合】（以下のいずれかの基準に適合するもの）

① 耐震等級（構造躯体の倒壊防止）　3

② 免震建築物

③ 高齢者対策等級（専用部分）　4以上

※2　当社が交付したフラット35の基準（注1）およびS（注2）に適合した設計住宅性能評価書又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の適合証又は確認書がある場合は、設計検査を省略することができます。

※3　当社が交付したフラット35の基準（注1）およびS（注2）に適合した建設住宅性能評価書がある場合は、設計検査及び中間現場検査を省略することができます。

※4　当社が発行したBELS評価書その他証明書により、断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の審査の省略が可能な場合は、設計検査手数料は（　）内の金額とする。

＊　竣工済特例の手数料は設計検査、中間検査、竣工検査の手数料の合計金額とする。

＊　再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

＊　設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

＊　竣工検査には出張費を加算する。出張費は、株式会社　ジェイ・イー・サポート　評価業務規程別表7を準用する。ただし、他の業務と同時に検査を行い、他の業務で加算されている場合は、加算しない。

＊　竣工現場検査において、申請者に帰すべき事由により現場検査をする回数が複数となった場合、竣工検査手数料に、当該手数料の1/2を限度に業務量を勘案した手数料及び出張費を加算した額を追加する。